



News Letter



天達共和律師事務所
East & Concord Partners

目次

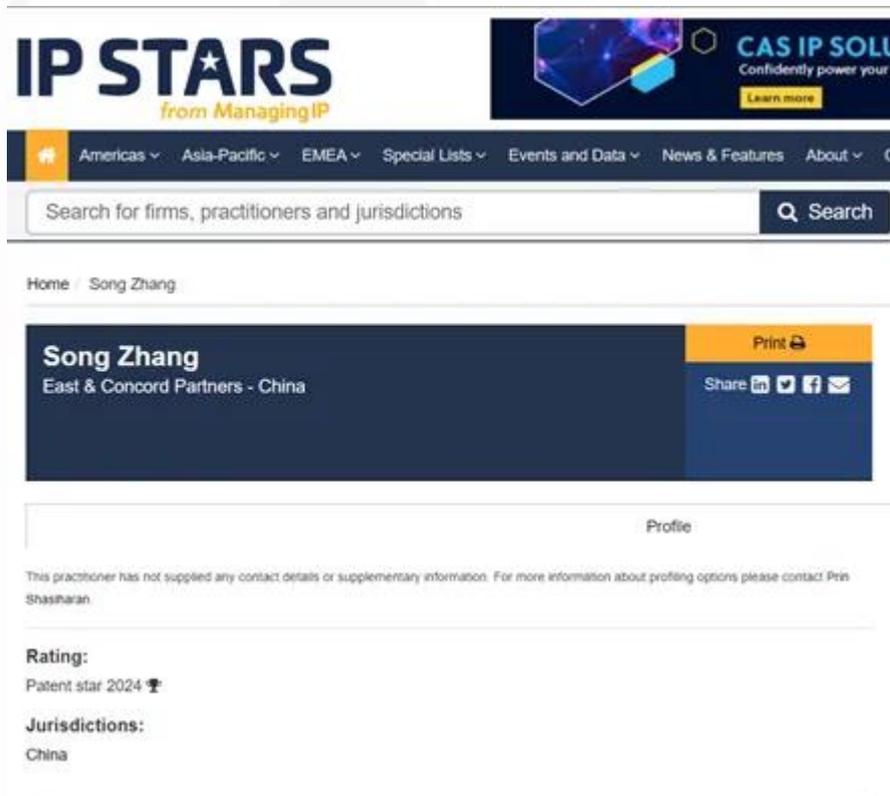
- ◆ 天達共和及び知財部ニュース速報-----2
 - 「デジタル時代における知的財産権に関するトピックス」セミナーを開催致しました
 - 知的財産部の張嵩パートナー弁護士・弁理士が MIPS の「2024 IP STARS」の「Patent Stars」に選ばれました
- ◆ 最新の知財動向 -----3
 - 部局間合同会議弁公室が「2024年の知的財産権強国建設推進計画」を発表
 - 国家知的財産権局が「2024年全国知的財産権行政保護業務計画」を発表
 - 国家知識産権局、国家金融監督管理総局が銀行業金融機関における知的財産権質権設定のペーパーレス登録を全面的に展開
 - 知的財産権に関する地方の新規定
- ◆ 代表事例速報 -----7
 - 商標「西门子」に関する権利侵害及び不正競争に係る紛争事件
- ◆ TOPICS -----9
 - 企業がオープンソースソフトウェアを使用する際の法的コンプライアンスリスクと対応策

「デジタル時代における知的財産権に関するトピックス」セミナーを開催致しました

天達共和は、2024年4月26日の世界知的財産の日に、「デジタル時代における知的財産権に関するトピックス」をテーマにオフライン・オンラインセミナーを開催致しました。本セミナーでは、北京事務所知的財産部のマネージングパートナーの管氷弁護士、知的財産部責任者の張嵩弁護士・弁理士、薛侖弁護士・弁理士、関剛弁護士・弁理士が、オープンソースソフトウェア、営業秘密、メタバース、ライブコマースに関する知的財産権の問題について解説を行い、オンラインおよびオフラインで計2000人以上の方々にご参加いただきました。

知的財産部責任者の張嵩パートナー弁護士・弁理士が MIPS の「2024 IP STARS」の「Patent Stars」に選ばれました

国際的に著名な知的財産権メディアである Managing Intellectual Property (MIPS) は、2024年の「知的財産権の星」(IP STARS)リストを発表し、弊所知的財産部の張嵩パートナー弁護士・弁理士は、優れた業務力と卓越した能力が評価され、「Patent Stars」に選出されました。





部局間合同会議弁公室が「2024年の知的財産権強国建設推進計画」を発表

国家知的財産権強国建設に関する部局間合同会議弁公室は、2024年5月11日に「2024年知的財産権強国建設推進計画」(以下、「計画」という)を発行した。

「知的財産権強国建設綱要(2021~2035年)」及び「第14次五カ年計画国家知的財産権保護及び運用計画」を徹底し、知的財産権強国戦略を踏み込んで実施し、知的財産権強国の建設を加速し、2024年度の重点任務及び業務措置を明確にするため、本計画が制定された。「計画」は、知的財産権制度の整備、知的財産権保護の強化、知的財産権市場運営メカニズムの整備、知的財産権公共サービス水準の向上、知的財産権の良好な人文社会環境の構築、グローバルな知的財産権ガバナンスへの参加の深化、組織保障の強化の7つの面を中心に制定された。

知的財産権制度の整備については、「商標法」、「商標法実施条例」、「著作権実施条例」、「著作権集団管理条例」、「不正競争防止法」の改正等を推進し、「著作権産業の質の高い発展を推進するための指導意見」を制定し、「作品の自発的登録の暫定的弁法」を改正し、インターネット分野における知的財産権保護の規則を整備することが記載されている。



知的財産権保護の強化については、国家レベルの事件上訴審理メカニズムの改革の深化をさらに推進し、専門的な裁判体系の構築を強化すること、商標、専利等の分野における関連法執行業務に対する専門的指導を強化し、専利行政裁決業務を強化すること、「知的財産権保護体系構築プロジェクト実施案」を公布し、高水準の国家知的財産権保護モデル区を建設し、知的財産権保護センターと権利迅速保護センターのネットワーク配置を着実に推進することが記載されている。

知的財産権市場運営メカニズムの整備については、専利・商標審査の質と審査効率を継続的に向上させ、デジタル経済の中核産業及び人工知能等の重要なデジタル技術、グリーン技術における専利統計モニタリングを強化し、専利転化・運用特別行動を踏み込んで実施し、専利の産業化を目標とし、大学及び科学研究機構の既存専利を全面的に整理・活性化し、価値の高い専利と企業との正確なマッチングを推進し、その転化を加速すること、知的財産権証券化モデルを革新し、業務監督管理体系を整備し、科学技術型企業が知的財産権証券化モデルを通じて融資を行うことを奨励することが記載されている。

知的財産権公共サービスレベルの向上については、知的財産権に関する普遍的な公共サービスプロジェクトを徹底的に実施し、国家知的財産権保護情報プラットフォームの建設を加速させ、知的財産権データの分析と応用を強化し、世界銀行によるグローバルビジネス環境における知的財産権の評価に関する業務をしっかりと行い、より多くの知的財産権金融サービス商品を全国の知的財産権質権設定情報プラットフォームに導入し、プラットフォームのサービス能力を拡大することが記載されている。

知的財産権の人文・社会環境の構築については、世界知的財産の日、世界図書・著作権の日、全国知的財産権宣伝ウィーク、国際著作権フォーラム等の大型イベントを実施し、一連の税関による知的財産権保護の宣伝活動を展開し、2023年度の中国税関による知的財産権保護状況及び典型事例を発表することが記載されている。

グローバルな知的財産権ガバナンスへの参加の深化については、日米欧中韓の知的財産権五庁協力メカニズムの調整を積極的に推進し、EU、日本、ロシア、スイス等の貿易パートナーとの経済貿易分野における知的財産権の二国間交流・協力を深化させ、知的財産権に関する「一帯一路」国際協力を深化させ、多国間・二国間法執行協力メカニズムに依拠し、国境を越えた侵





害・模倣犯罪の重要事件をめぐり国外の法執行部門との連絡・協力を強化することが記載されている。

組織保障の強化の面については、関連税金・費用優遇政策を徹底し、管理サービス措置を絶えず最適化し、知的財産強国の建設のために良好な税制環境を持続的に構築することが記載されている。

(出所: 国家知識産権局)

国家知的財産権局が「2024年全国知的財産権行政保護業務計画」を発表

知的財産権保護の全面的強化に関する党中央、國務院の政策決定・配置を深く貫徹するため、2024年の全国知的財産権局局長会議及び知的財産権保護業務会議の要求に基づき、国家知的財産権局は2024年4月26日に「2024年全国知的財産権行政保護業務計画」(以下、「業務計画」という)を公布した。

「業務計画」では、新たに改正された法規・規則の実施を推進し、専利、商標、地理的表示の保護を強化し、専利、商標、地理的表示の出願と使用を規範化すること、民生の重要な課題と重点分野の保護を強化し、重要な活動及び重要な時点の保障を強化し、専門市場及び重要な部分の保護を強化すること、社会共同管理等の複数ルートによる保護の役割を発揮させ、知的財産権の迅速かつ協同的な保護体系の構築を強化し、知的財産権保護援助メカニズムを深化させ、海外紛争対応指導業務ネットワークを整備し、海外における知的財産権紛争対応指導業務拠点の配置を持続的に最適化し、指導センター及び各サブセンターの能力構築を強化すること、試行・モデル業務を展開し、知的財産権デジタル化監督管理の新モデルを推進し、インターネット、ビッグデータ、クラウドコンピューティング、人工知能、ブロックチェーン等の新技術の知的財産監督管理における応用を積極的に模索すること、が記載されている。

「業務計画」では、組織指導を継続的に強化し、専門的指導を継続的に強化し、協調提携を深く推進し、宣伝・研修を着実に展開することが要求されている。

(出所: 国家知識産権局)





国家知識産権局、国家金融監督管理総局が銀行業金融機関における 知的財産権質権設定のペーパーレス登録を全面的に展開

科学技術革新への金融支援に関する党中央、国務院の政策決定・配置を徹底し、国務院弁公庁が公布した「専利転化・運用特別行動計画(2023~2025年)」における「銀行業金融機関での知的財産権質権設定登記のオンライン手続試行範囲の拡大」の実施を加速し、これまでの試行状況に合わせて、専利権質権設定登記の利便性を向上させるため、国家知識産権局弁公室、国家金融監督管理総局は、全国の銀行業金融機関で知的財産権質権登録の全過程のペーパーレス化を全面的に実施し、より便利で効率的な全過程の金融サービスを提供することで、企業のイノベーションの発展を支援する旨の通知を出した。

知的財産権に関する地方の新規定

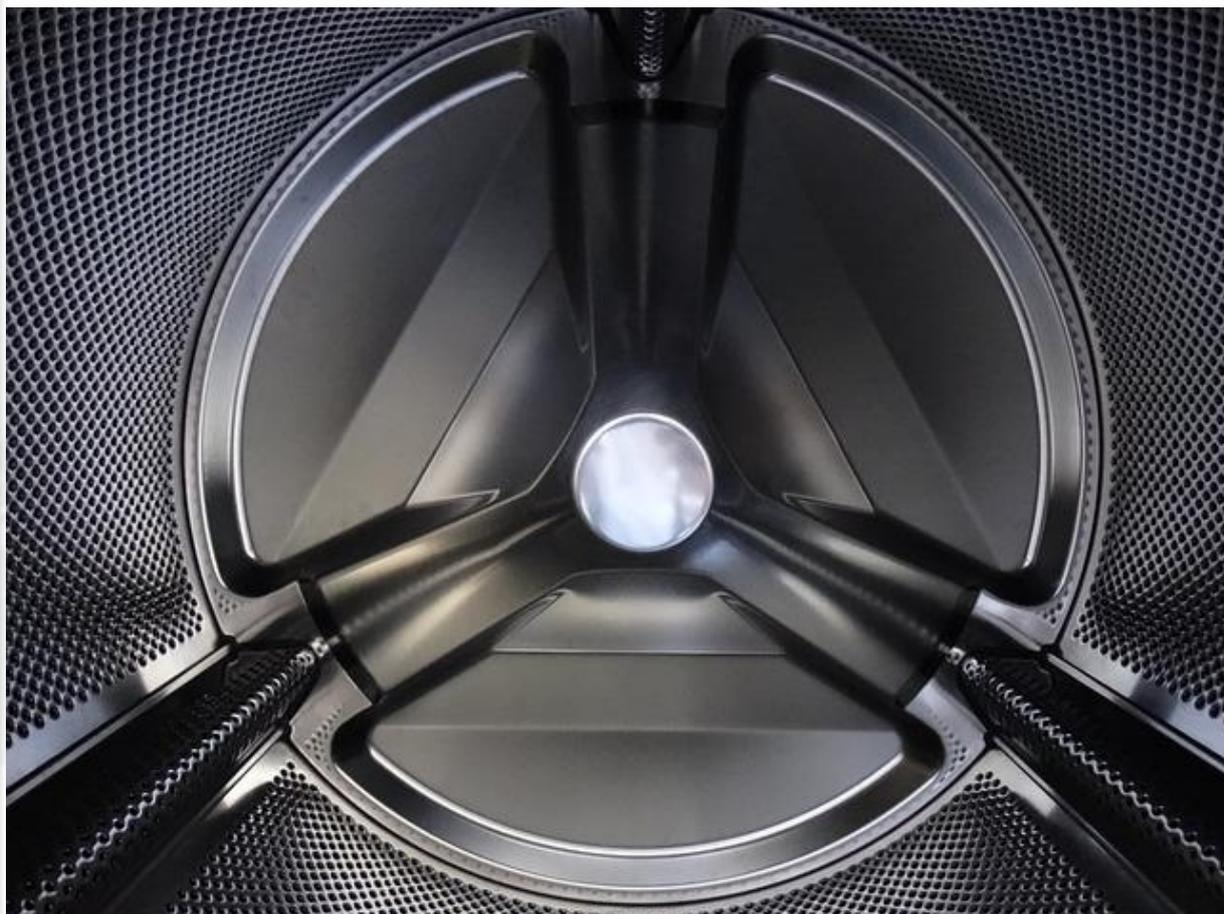
上海

2024年4月24日、上海市人民政府弁公庁は「上海市専利転化・運用特別行動実施計画」を公布し、「専利供給の質の最適化」、「専利需給のマッチングの強化」、「中小企業の専利産業化の促進」、「専利による重点産業のチェーン強化・効率向上の推進」、「知的財産権運営体系の整備」、「知的財産権金融業務の質的・効率向上の推進」という具体的な計画を発表した。

北京

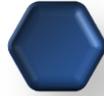
2024年5月20日、北京市知識産権局は、2024年第2回北京市知的財産権質権設定融資サービスの質の高い発展を促進する特別資金申告の実施に関する通知を公布した。同通知は、支援内容及び金額、支援条件、申告要求及びその他について説明しており、知的財産権質権設定融資の普及をさらに拡大し、北京市の革新的企業の発展を促進し、北京国際科学技術革新センターの構築を支援することを目指す。





商標「西门子」に関する権利侵害及び不正競争に係る紛争事件

最高人民法院は2024年4月22日の知的財産権宣伝ウィークに記者会見を開き、2023年中国法院の10大知的財産権事件と典型的な知的財産権事例50件を発表した。そのうちの1つは、商標「西门子」に関する権利侵害及び不正競争に係る紛争事件である。西某公司是登録商標「西门子」「SIEMENS」の権利者であり、2つの商標は洗濯機等の商品について登録され、西某会社の長期にわたる使用及び大々的な普及宣伝を経て、既に高い知名度を有していたが、寧波奇某電器有限公司等は、海外で登録されている「上海西门子电器有限公司」という名称を商業的標識として、その生産、販売する洗濯機、製品の外装及び関連宣伝活動において広く使用した。西某公司是、寧波奇某電器有限公司等の行為が自らの登録商標専用権を侵害し、不正競争に該当するとして、法院に提訴した。第一審法院は、寧波奇某電器有限公司等の被疑侵害行為は商標権侵害に該当しないが、不正競争に該当するとして、寧波奇某電器有限公司

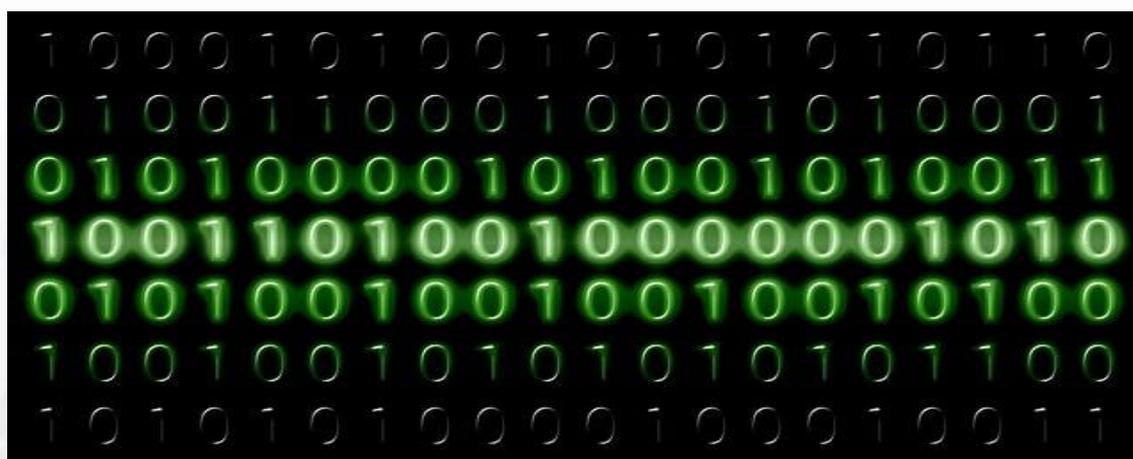


等に対し、直ちに侵害を停止し、経済的損失 1 億元及び合理的支出 16 万 3 千元を賠償するよう判決した。寧波奇某電器有限公司等はこれを不服として、上訴した。最高人民法院は第二審において、寧波奇某電器有限公司等が商標「西门子」「SIEMENS」の知名度を明らかに知りながら、故意に「上海西门子电器有限公司」を洗濯機に使用し、消費者の混同、誤認を招いたため、商標権侵害に該当し、かつ、製品の外装及び宣伝活動における当該標識の使用も不正競争に該当するため、賠償責任を負わなければならないと認定した。

賠償金額について、最高人民法院は、既存の証拠では、西某公司の実際の損失又は寧波奇某電器有限公司の権利侵害による利益を確定することは困難であるが、寧波奇某電器有限公司の権利侵害による利益が法定賠償の最高限度額 500 萬元を明らかに超えていると認定するのに十分であり、このような状況において、寧波奇某電器有限公司が権利侵害行為に関連する財務資料の提供を拒否したことは証拠妨害を構成していることに鑑み、第一審において寧波奇某電器有限公司の年間販売総額が 15 億元であるという報道データを参考にし、事件の関連事実に基づいて、侵害製品の売上高の 15 分の 1 の割合で計算した結果、寧波奇某電器有限公司等が 1 億元の賠償金額を負担すると判決したことは不当ではないと認定した。その結果、最高人民法院は上訴を棄却し、原判決を維持すると判決した。

本件の第二審判決は、挙証妨害制度を厳格に適用し、故意に証拠を提供せず、人民法院による事件事実の認定を妨害した権利侵害者に対して、法により不利な処分と判決結果を下した。この事件は、知的財産権を厳格に保護する人民法院の司法態度を十分に体现し、著名商標の知名度に悪意で便乗する行為を力強く取り締まったことで、市場秩序の浄化、良好なビジネス環境の構築に対して重要な推進力を発揮した。





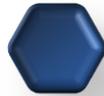
企業がオープンソースソフトウェアを使用する際の法的コンプライアンスリスクと対応策

オープンソースソフトウェアは、文学、芸術、および科学分野で独創性を持ち、一定の形式で表現可能な知的成果の特性を満たすため、「著作権法」第3条に規定されるコンピュータソフトウェア作品に該当する。本稿は、オープンソースライセンスの法的性質に基づき、企業がそれを利用する際の法的リスクを分析し、企業がオープンソースソフトウェアを適切に使用するための指針を提供することを目的とする。

一、オープンソースライセンスとその法的性質

オープンソースライセンス(オープンソースライセンス契約とも呼ばれる)とは、オープンソースソフトウェアを入手、使用、改変、および配布する際に、ユーザーが従うべき特定の条件を指す。オープンソースライセンスは、ソースコードの継続的な開示が必須であるかどうかによって、2つの種類に分けられる。1つ目は寛容な(permissive)ライセンス、例えば Apache ライセンス、MIT ライセンス、BSD ライセンスなどで、このようなライセンスはユーザーに対する制限が少なく、一般的にはユーザーがオープンソースソフトウェアを配布・改変した時にライセンスのコピー、改変声明または著作権声明などの開示が要求されるが、第三者に改変後のソースコードを開示することは要求されない。二つ目はコピーレフト(copyleft)型のライセンスであり、例えば GPL や MPL などがある。この種のライセンスは、ユーザーに対する制約がより厳しく、オープンソースソフトウェアを配布・改変した際に、ライセンスの伝染性に基づき、同じか互換性のあるライセンスでそのソースコードを開示することを要求する。

オープンソースソフトウェアのライセンスの性質については、現在の司法実務における判例を



参考によると、一般的に、ライセンスは、その内容が契約の特徴を持ち、契約的性質を有するため、ライセンサーとユーザーによって締結される解除条件付きの著作権契約に該当すると考えられている。具体的には、著作権者がその権利を享有するコンピュータソフトウェアをオープンソースコミュニティ又はプラットフォームにアップロードすることは、オープンソースソフトウェアのライセンスに従って許諾するという意思表示をした契約の申込み行為とみなされる。また、ユーザーがオープンソースソフトウェアを入手、使用、改変、配布することはオープンソースソフトウェアの使用に関してオープンソースライセンスの要求に従ってソフトウェアを使用する意思を承諾した契約上の承諾行為とみなされる。契約の申込みおよび承諾を経て、両当事者は、オープンソースライセンスに従い、関連する権利を行使し、関連する義務を履行しなければならない。よって、オープンソースソフトウェアライセンスは解除条件付きの契約の性質を持つため、ユーザーはライセンスの義務を厳格に履行する必要がある。そうしない場合、その利用行為は合法性を失い、それに伴う法的リスクが生じる可能性がある。

二、企業がオープンソースソフトウェアを使用する際の法的リスク

実務上よくある紛争や裁判例と合わせて、企業がオープンソースソフトウェアを使用する際によくある法的リスクと一般的な対応策を以下にまとめる。

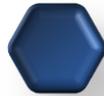
1. ライセンス義務の不履行による契約違反または著作権侵害

オープンソースソフトウェアを使用する際、利用者がライセンス義務を遵守しない場合(著作権声明を開示しない、ライセンスのコピーが含まれない、改変を宣言しない、ソースコードを開示しない、他者の商用利用を制限するなど)、ライセンス契約は自動的に終了し、利用者はオープンソースソフトウェアを使用する法的根拠を失う。このような場合での更なる使用行為は違約と権利侵害の2種類の法的結果を同時に生じる可能性があり、権利者の主張によっては、継続履行と損害賠償等の違約責任、又は侵害停止、損害賠償、原状回復等の権利侵害責任を負う必要がある。

2. オープンソースライセンスの伝染性の無視による、派生コードの強制的な開示

オープンソースソフトウェアを自社のソフトウェアに組み込んだり、自社の技術スタッフがオープンソースソフトウェアをベースに二次開発を行ったりすると、オープンソースライセンスの伝染性に基づき、自社のソフトウェアや二次開発したソフトウェアコードが強制的に開示される可能





性があり、その場合、他人が元のオープンソースライセンスに従う前提で自由にそれを入手し、使用し、改変し、配布する権利を持つことになるため、これにより、企業がオープンソースソフトウェアを使用する本来の目的から著しく乖離する可能性がある。このような状況に対して、企業はオープンソースソフトウェアを使用する前に自身のクローズドソースの需要を考慮し、論理的にオープンソースソフトウェアと関連性があると認識されたり、まとめて配布されたりする可能性を避けるため、隔離開発などの方式を採用して自社のソフトウェアとオープンソースソフトウェアをそれぞれ独立させる必要がある。

3.ライセンス間での互換性を考慮しなかった結果、異なるライセンス要件を同時に満たすことができなくなる

ライセンスごとに利用者に対する義務履行要件は完全に同一ではないため、1つのプロジェクトに異なるライセンスが含まれている場合、ライセンスの条項間の矛盾が生じる可能性があり、これはライセンス互換性問題とも言われる。プロジェクトに2つ以上のライセンス(特に copyleft)が含まれている場合、条項間の衝突が発生する可能性がある。コンプライアンスの観点からみて、互換性のないライセンスのコードを1つのプログラムに組み込んで서는ならない。そうしないと、必然的にあるライセンスの要件を満たすことができず、侵害または契約違約になってしまう可能性がある。

4.コードの出所が不明であることにより、権利上の瑕疵が生じる

オープンソースソフトウェアの性質に基づき、現在の実務では寛容なライセンスでもコピーレフト型のライセンスでも、いずれも瑕疵担保の義務を負わないことが一般的である。ユーザーが区別せずに使用した場合、第三者の権利を侵害するおそれがある。このような状況に対処するためには、オープンソースソフトウェアのコードの出所とオープンソースコミュニティのコントリビュータープロトコルを慎重にチェックし、出所不明のソフトウェアを使用することを避けることが重要である。一般的に、信頼できる標準的なオープンソースコミュニティからソフトウェアを取得することが推奨される。

5. 専利や商標の授権条件を遵守しないことにより、商標権又は専利権の侵害となる

一部のオープンソースコミュニティ、プラットフォーム、またはオープンソースソフトウェアのライセンスに商標や専利のライセンスが明らかに含まれていない場合、または別途使用規則を策





定するなどして商標および専利の使用に一定の制限を設けている場合、ユーザーがオープンソースソフトウェアを使用し且つ関連する商標や専利を使用すると、権利侵害のリスクが生じてしまう。このような状況については、一般的に、指示的な使用、又は、オープンソースソフトウェア（ソースコードおよびそのドキュメントを含むが、これらに限定されない）から商業的なロゴを削除するか、ソフトウェアコードのみを使用して関連専利を使用しないことによって回避することができる。

三、オープンソースソフトウェアのコンプライアンス審査の要点

1. オープンソースソフトウェアを利用するための申請・審査体制の確立（未審査のソフトウェアは使用してはならない）。
2. ライセンスに合わせて使用するソフトウェアの性質を確認する（許可されていないソフトウェアは使用してはならない）。
3. オープンソースソフトウェアを正規のルートから入手することを保証する（出所不明のソフトウェアは使用してはならない）。
4. オープンソースライセンスで定められた義務を審査し、厳格に履行する（履行できない場合は使用してはならない）。
5. 企業のクローズドソースのニーズに応じてオープンソースライセンスの伝染性を確認する（クローズドソースプロジェクトでは一般的にオープンソースソフトウェアを使用してはならず、または必要に応じてオープンソースソフトウェアの伝染性を遮断する有効な措置をとる）。
6. 異なるオープンソースライセンスの互換性を審査する（互換性のないライセンスを同じプロジェクトで使用してはならない）。
7. オープンソースソフトウェアへの依存度をコントロールする（重要なコアモジュールのソースコードにおいてオープンソースの比率が高くなりすぎないようにする）。
8. 個別ケースの状況に応じて、派生ソフトウェアに対して著作権による保護か、営業秘密による保護を選択する（営業秘密である技術情報は開示してはならない）。

出典：天達共和法律事務所

パートナー弁護士 管 氷

弁護士 何伝標





お問い合わせ

天達共和法律事務所

<http://jp.east-concord.com/>

E-mail : ip@east-concord.com

北京本部

住所: 北京市朝陽区東三環北路 8 号
亮馬河大廈 1 座 22 階

Tel: (86-10) 6590 6639

Fax: (86-10) 6510 7030

郵便番号: 100004

上海支所

住所: 上海市虹口区東大名路 501 号
上海白玉蘭広場 11 階

Tel: (86-21) 5191 7900

Fax: (86-21) 5191 7909

郵便番号: 200080

深セン支所

住所: 深セン市福田区金田路 3088 号
中洲大廈 22 階

Tel: (86-755) 2633 8900

Fax: (86-755) 2633 8939

郵便番号: 518026

武漢支所

住所: 湖北省武漢市洪山区徐東大街
19 号金禾センター 28-29 階

Tel: (86-27) 8730 6528

Fax: (86-27) 8730 6527

郵便番号: 430074

杭州支所

住所: 浙江省杭州市錢江新城劇院路
358-369 号宏程国際大廈 29 階

Tel: (86-571) 8501 7000

Fax: (86-571) 8501 7085

郵便番号: 310020

成都支所

住所: 成都市高新区天府二街 99 号
天府金融大廈 A 座 15 階

Tel: (86-28) 6010 8998

Fax: (86-28) 6010 9008

郵便番号: 610094

南京支所

住所: 江蘇省南京市建鄴区江東中路 347
号国金センターオフィスビル一期 36 階

Tel: (86-25) 8317 8000

Fax: (86-25) 8317 8111

郵便番号: 210019

西安支所

住所: 西安市高新区丈八二路 11 号
永威時代中心 27 階

Tel: (86-29) 8572 7895

Fax: (86-29) 8575 3463

郵便番号: 710065

北京東城区支所(デジタル化)

住所: 北京市東城区東直門南大街 1 号
ラッフルズシティー北京 オフィスビル 17 階

Tel: (86-10) 6590 6639

Fax: (86-10) 6510 7030

郵便番号: 100007

広州支所

住所: 広州市天河区珠江新城洗村路
5 号凱華国際中心 39 階

Tel: (86-20) 3885 7515

郵便番号: 510623